

様式第 1 号（第 5 条関係）

和寒町「熱中症対策一時休憩所」登録申請書

◆公開情報

|        |            |
|--------|------------|
| 名称     |            |
| 住所     | 和寒町        |
| 電話番号   |            |
| 開放可能日時 | 曜日：<br>時間： |
| 受入可能人数 |            |
| 受入可能場所 |            |
| 備考     |            |

◆非公開情報（和寒町からの連絡等のみに利用させていただきます。）

|        |             |
|--------|-------------|
| ご担当部署  |             |
| ご担当者指名 |             |
| ご担当連絡先 | 電話：<br>メール： |
| 備考     |             |

○熱中症対策一時休憩所登録申請にあたっては、別紙【和寒町「熱中症対策一時休憩所」について】をご覧ください。

○公表に際して、文字数の関係で内容を一部修正することがありますので、ご了承ください。

○熱中症対策一時休憩所運用期間満了の 1 か月前までに更新をしない旨の申し出がなかった場合には、引き続き同一の条件で、1 年間更新されるものとします。

|  |
|--|
| 送付先:和寒町保健福祉課 保健係<br>〒098-0132 上川郡和寒町字西町 111 番地<br>TEL 0165-32-2000<br>FAX 0165-32-3377 |
|--|

## 別紙

### 和寒町「熱中症対策一時休憩所」について

#### ■ 熱中症対策一時休憩所とは？

和寒町が、冷房設備を有する等の要件を満たす民間施設を申請に基づいて、また、町の所有する施設を熱中症対策一時休憩所として登録したもので、町民等が暑さをしのぐため一時的に休憩できる施設のことです。また、この取組みは、気候変動法の規定に基づく熱中症特別警戒アラート発表時の「指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）」ではありません。

#### ■ 熱中症対策一時休憩所の要件は？

登録に必要な施設の要件は以下の4つです。

- (1) 冷房設備を有すること。
- (2) 椅子等の提供が可能なこと。
- (3) 熱中症対策一時休憩所の利用を営利目的とした施設でないこと。
- (4) 公序良俗に反する施設でないこと。

申請される受入可能人数が滞在できるスペースがあればよく、室温や広さ、専用室等を設ける等の条件はありません。

#### ■ 登録されるとどうなりますか？

町ホームページで公表させていただくほか、さまざまな手段で町民へ広く広報・周知を行い、活用を呼びかけます。また、登録受付は随時行っています。

#### ■ 熱中症警戒アラート・熱中症特別警戒アラートが発表されたときだけ受け入れればいいですか？

アラートが発表された時はもちろんですが、発表されていないときも、運用期間※中は受け入れをお願いします。※熱中症対策一時休憩所運用期間は、和寒町が定める運用期間（6/1～9/30）です。

#### ■ 熱中症警戒アラート・熱中症特別警戒アラートが発表されたら、休みの日でも開放が必要ですか？

申請時の「開放可能日時」で受け入れをお願いします。営業時間外や休館日・休日の開放をお願いしますものではありません。

#### ■ 具体的に何をすればいいですか？

通常の開館時間・営業時間内で、既存のスペース等で町民等の受け入れをお願いします。このために専用スペースや専用室を設けていただく必要はありませんが、椅子等をご用意下さい。また、熱中症対策一時休憩所であることを示すポスター等の掲示をお願いします。

#### ■ 受入可能人数を超えて町民等が来られた場合はどうすればいいですか？

申請時の「受入可能人数」を超えた人数が来られた場合でも、滞在が可能であれば受け入れをお願いします。営業等に支障が出ない範囲で、施設・店舗でご判断ください。

#### ■ 熱中症対策一時休憩所の登録をはずしてほしいときはどうすればいいですか？また、来年以降も毎年申請が必要ですか？

登録を取り下げたい場合や申請事項に変更が生じた際は、お手数ですが和寒町保健福祉課へご連絡をお願いします。後ほど和寒町「熱中症対策一時休憩所」登録取消通知書を送付させていただきます。来年以降につきましては、取り下げのお申し出がない場合自動的に登録を継続させていただきます。

#### ■ 冷房その他に必要な経費は払ってもらえますか？

申し訳ありませんが、一切の経費は各施設において負担ください。営業等に支障のない範囲での対応をお願いします。

上記のほか、ご質問や疑問等がございましたら、和寒町保健福祉課までご連絡ください。